

福岡県公報

令和2年4月17日
第 95 号

目次

告 示 (第384号 - 第390号)

○土地区画整理事業の終了(廃止)の認可	(都市計画課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
公 告		
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	4
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	4
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る公示について	(住宅計画課)	6
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る公示について	(住宅計画課)	6
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る公示について	(住宅計画課)	6
○地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表		

○土地改良区の解散の認可	(労働政策課)	6
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(農村森林整備課)	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(廃棄物対策課)	7
○一般競争入札の実施	(都市計画課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(警察本部会計課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	11

告 示

福岡県告示第384号

土地区画整合法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定に基づき、筑紫野市筑紫駅桜並木通り土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称
株式会社 SAKURA

2 事業施行期間

平成30年4月24日から令和2年4月30日まで

3 施行地区

筑紫野市大字筑紫及び大字下見の各一部

4 事業の名称

筑紫野市筑紫駅桜並木通り土地区画整理事業

5 施行認可の年月日

平成30年4月13日

6 事業の終了認可の年月日

令和2年4月6日

福岡県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	県 道	甘 木 吉 井 線	前	朝倉市黒川4494番7先から 朝倉市黒川4487番先まで	7.4 ～ 10.4	75.6
			後	朝倉市黒川4494番7先から 朝倉市黒川4487番先まで	8.1 ～ 11.3	

福岡県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	甘 木 吉 井 線	朝倉市黒川4494番7先から 朝倉市黒川4487番先まで

福岡県告示第387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第633号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土手外	飯塚市勢田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第634号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
土手外	飯塚市勢田（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 2 年 4 月 17 日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土手外	飯塚市勢田（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第390号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 2 年 4 月 17 日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
-------	-----------	---------------------	-------------------------------

土手外	飯塚市勢田（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
-----	-------------------------	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面は飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 17 日

福岡県知事 小 川 洋

北九州広域都市計画土地区画整理事業の決定（令和 2 年 3 月 30 日北九州市告示第91号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 17 日

福岡県知事 小 川 洋

北九州広域都市計画土地区画整理事業の決定（令和 2 年 3 月 30 日北九州市告示第91-2号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定（令和2年3月23日福岡市告示第82号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画道路の変更（令和2年3月23日福岡市告示第88号）

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福岡県営筑後広域公園フィットネスエリア競技備品その4（備出48） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
コウフ・フィールド株式会社
 - (2) 住所

福岡市博多区東那珂二丁目19番25号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
9,020,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和2年2月25日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
センサーカメラシステム賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウン

ロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年4月28日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定年月日
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会	福岡市中央区荒戸三丁目3番39号	福岡市中央区荒戸三丁目3番39号	令和2年3月30日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条

第1項の規定により次のように公示する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定年月日
株式会社くらしすてっぷ	福岡市南区鶴田四丁目43番25号	福岡市南区鶴田四丁目43番25号	令和2年3月30日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定年月日
一般社団法人古屋空家調査連絡会	福岡市中央区渡辺通二丁目4番20-902号	福岡市中央区渡辺通二丁目4番20-902号	令和2年3月31日

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡県福岡南地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、当該計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。）

令和2年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
合河東部土地改良区	令和2年4月7日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 処分を受けた事業者
 - 名称
株式会社竜昇企業
 - 所在地
熊本県熊本市北区小糸山町696番地
 - 代表者
代表取締役 松本 莉恵子
- 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 処分の年月日
令和2年3月30日
- 処分の理由
株式会社竜昇企業は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ホに該当）の規定に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するに至った。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

北九州市広域都市計画道路の変更（令和2年3月30日北九州市告示第87号）

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 調達内容
 - 調達案件名
センサーカメラシステム賃貸借契約
 - 契約内容及び特質等
入札説明書による。
 - 賃貸借期間
令和2年9月1日から令和7年8月31日までの間
 - 納入場所
入札説明書による。
- 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和2年5月27日 (水曜日) 現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2592

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年4月17日 (金曜日) から令和2年5月26日 (火曜日) までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和2年5月27日 (水曜日) 午後5時45分

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室 (地下1階北側)

(2) 日時

令和2年5月28日 (木曜日) 午前10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額 (消費税込みの金額) の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for a sensor camera system
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on May 27, 2020
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext.2592)

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年3月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 水巻町土地利用計画店舗

(2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1 外

3 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

小売業者	変更前	変更後
荷捌き施設No.1	午前6:00~午後10:00	24時間
荷捌き施設No.2		
荷捌き施設No.3	24時間	24時間
荷捌き施設No.4		

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九

州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ豊前恒富店

(2) 所在地 豊前市大字恒富72番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市佃町字南の前406番1、406番3から406番17、407番1及び407番7から407番22

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

柳川市三橋町下百町11番4

株式会社やまがみ不動産

代表取締役 山上 剛弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市三橋町棚町字舞前498番1及び498番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

柳川市三橋町棚町953
株式会社川島製作所
代表取締役 川島 一美

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 久留米OMプラザ
- (2) 所在地 久留米市御井旗崎一丁目1220番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により行橋市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

京築広域都市計画用途地域の変更（令和2年4月1日行橋市告示第18号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項

の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画区域区分の変更（令和2年3月30日北九州市告示第83号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画高度地区の変更（令和2年3月30日北九州市告示第90号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画地区計画の決定（令和2年3月30日北九州市告示第85号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月17日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画用途地域の変更（令和2年3月30日北九州市告示第84号）